

令和7年8月豪雨に係る 被災中小企業者再建支援補助金 Q&A

- 制度の詳細については、「手引き」をご確認ください。→



(熊本県ホームページ)

- このQ&Aは、「手引き」に記載のない事柄を中心に、質問が多いと思われるものを記載しています。内容は随時、更新します。ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則とされていますが、本補助金は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

被災中小企業者補助金受付センター

TEL:096-237-7680

受付時間:9時00分～17時00分(土曜・日曜・祝日を除く)

目 次

1 補助対象者

- P 1 (問1) 中小企業者の判断はいつの時点か
(問2) 「常時使用する従業員」の範囲は
(問3) 「風営法」の許可・届出が必要な事業者における補助対象の範囲は

2 交付申請

- P 2 (問1) 交付申請の期間はいつまでか
(問2) 申請は事業所単位か、事業者単位か
(問3) 「被災(罹災)証明書」を取得していない場合は
(問4) 全ての被害状況について「写真」が必要か
P 3 (問5) 施設を申請する際の「図面」とは
(問6) 1者見積りが認められるケースは
(問7) 保険(共済)金の受領額が確定していない場合は
(問8) 相続が発生している施設の申請方法は
P 4 (問9) 共有財産の申請方法は

3 補助対象経費

- P 5 (問1) 補助対象とならない経費には、どのようなものがあるか
(問2) 所有者ではない者が復旧費用を支払っている場合は
(問3) 税込価格から値引きされている場合の取扱いは
(問4) 施設の解体費用は補助対象となるか
P 6 (問5) 店舗兼住宅などの場合、補助対象となる範囲は
(問6) 建替に代えて中古物件を購入することは可能か
(問7) 修繕に代えてプレハブを購入することは可能か
P 7 (問8) 事業用の賃貸物件・リース品が被災したが、補助対象となるか
(問9) 被災後に大家(所有者)が変わった賃貸物件は補助対象となるか
(問10) 事業専用割合が100%ではない車両は補助対象となるか
(問11) 自動車修理工場などの「代車」は補助対象となるか
(問12) 車両の入替の場合、永久抹消の証明は必ず必要か
P 8 (問13) 車両の入替の場合で、被災車両を処分した際に収入があった場合は補助対象経費から控除するのか
(問14) リースによる復旧は補助対象となるか
(問15) 熊本地震における「グループ補助金」や令和2年7月豪雨における「なりわい再建支援補助金」で復旧した施設・設備について、再度、今回の補助金を利用できるか
(問16) 補助事業を実施するに当たり、クラウドファンディングで資金を調達した場合、補助対象経費から控除するのか

目 次

4 保険(共済)加入

- P9 (問1) 加入する保険(共済)に制限はあるか
(問2) 「付保割合」とは
(問3) 小規模事業者の判断はいつの時点か
(問4) 小規模事業者の「加入推奨」とは

5 変更の手続

- P10 (問1) どのような場合に変更の手続が必要か
(問2) 見積業者と実際の施工業者が変更しても良いか
(問3) 予定していた設備と異なる設備に変更しても良いか

6 実績報告

- P11 (問1) 補助事業は、いつまでに完了する必要があるのか
(問2) 実績報告書はいつ提出するのか
(問3) 事業費が増額となったが、補助金は増額となるのか
(問4) 施工業者との契約書は必ず必要か
(問5) 保険(共済)に加入したことが分かる書類とは
(問6) 実績報告から補助金の交付までの期間はどれくらいか

7 財産処分

- P12 (問1) 処分制限期間とは

1 補助対象者

(問1) 中小企業者の判断はいつの時点か

(答) 本補助金では、発災時、交付申請時、補助事業完了時で判断します。いずれの時点においても、「資本金」または「常時使用する従業員」の要件(手引きの3ページを参照)を満たしている場合のみ補助対象となります。
なお、「常時使用する従業員」の範囲は、(問2)を参照してください。

(問2) 「常時使用する従業員」の範囲は

(答) 事業者全体の常時雇用する従業員(パート・アルバイト等を含む)とします。
ただし、次に掲げる方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (1) 会社役員(従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む)
- (2) 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (3) (交付申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
- (4) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む)
 - ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

(問3) 「風営法」の許可・届出が必要な事業者における補助対象の範囲は

(答) 本補助金においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業者は補助対象としません。
具体的には、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業を営む事業者です。

2 交付申請

(問1) 交付申請の期間はいつまでか

(答) 申請状況を踏まえて申請期限を設定することとしていますので、現時点では未定ですが、申請はお早めにお願いします。申請期限については、決まり次第、県ホームページや商工団体等を通じて、お知らせします。

(問2) 申請は事業所単位か、事業者単位か

(答) 申請は「事業者」単位で申請してください。一つの事業者が、補助対象となる複数の事業所・支店の分を申請することは可能ですが、全てを合算して申請する必要があります。

(問3) 「被災(罹災)証明書」を取得していない場合は

(答) まずは、被害に遭われた施設又は設備の所在地である市町村に、「被災(罹災)証明書」の発行が可能であるか確認をお願いします。

万一、市町村の受付が終了している場合など、「被災(罹災)証明書」が提出できない場合は、「被災(罹災)証明書が提出できない理由書」(様式は県HPに掲載)を提出してください。併せて、施設の場合は建築士による「建物被災状況報告書」(様式は県HP掲載)、設備の場合は専門家(専門業者)による「令和7年8月豪雨による被災であることの証明書」(様式は県HP掲載)を提出してください。

(問4) 全ての被害状況について「写真」が必要か

(答) 原則として、補助金申請を行う施設・設備について個別の被害状況が分かる写真が必要です。施設・設備ごとに整理し、番号を付したうえで施設・設備の名称を記載してください。施設の場合は、どの方向から撮影したか分かるよう、図面上に写真番号を記載してください。

なお、既に復旧が完了している場合など、被害状況が分かる写真の提出ができない場合は、現状の写真に被害状況を補足・追記するなど、被害状況が分かるように整理した資料を提出してください。

(問5) 施設を申請する際の「図面」とは

(答) 施設を修繕する場合は、修繕箇所を明示した各階の「平面図」(真上から見たもので、間取り・用途・面積が分かるもの)が必要です。施設の外壁を修繕する場合は、修繕箇所を明示した「立面図」(外観のイメージを真横から見たもの)が必要です。

また、施設の建替の場合には、被災した施設と新施設の双方の「平面図」及び「立面図」が必要です。

なお、既存の図面が無い場合は、手書きでも構いませんので、間取りや用途、面積など当該施設の概要が分かるように作成してください。

(問6) 1者見積りが認められるケースは

(答) 見積書は、1件当たりの工事費(修繕、購入等)が100万円以上(税込)となる場合は、2者以上から取得することを原則としますが、次のいずれかに該当する場合は、1者見積もりでも構いません。この場合、「見積書が不足している理由書」(様式は県HPに掲載)の提出が必要です。

- (1) 既に復旧が完了しているとき
- (2) 既に事業に着手(発注又は契約)しているとき
- (3) 特殊な設備であり、他に対応できる事業者がいないとき
- (4) 複数者に依頼したが、多忙等により見積書の提出を断られたとき

(問7) 保険(共済)金の受領額が確定していない場合は

(答) 交付申請時に保険(共済)金の受領額が確定していない場合は、実績報告の際に併せて提出してください。

なお、保険金が請求できるにもかかわらず、請求を行わない場合は、当該物件について補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

また、保険金を受領しているにもかかわらず、その旨を申告せず、補助金を過大に受給していることが発覚した場合は、不正受給として交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を命じます(加算金の徴収あり)。

(問8) 相続が発生している施設の申請方法は

(答) 登記名義人が故人で、相続が発生している施設については、相続登記を行ったうえで、所有者(変更後の登記名義人)が申請してください。

(問9) 共有財産の申請方法は

(答) 共有名義の財産に関して補助金を申請する場合は、共有者の中から代表者を決め、代表者が申請してください。

この場合、代表者以外の共有者全員から、代表者が申請することに同意する旨の「共有財産における同意書」(様式は県HPに掲載)及び「熊本県税に未納がないことの証明書」(納税証明書:28号様式)が必要となり、併せて、共有者が法人の場合は「履歴事項全部証明書(商業登記)」、共有者が個人の場合は「住民票」が必要です。

なお、共有者の中に、補助対象者とならない者(中小企業者以外の事業者など)が含まれる場合は、持分に応じて補助金額を計算します。

3 補助対象経費

(問1) 補助対象とならない経費には、どのようなものがあるか

- (答) 「手引き」の9ページに掲載しているものの他、次に掲げる経費は補助対象とはなりません。
- (1) 見積もりのための事前調査や点検に係る費用
 - (2) 設計の前提となる耐震診断費用
 - (3) 仮設店舗や応急処置など仮復旧に係る費用
 - (4) 土砂の撤去費用(ただし、被災した施設・設備の復旧のために必要と認められる場合に限り、付随する費用として補助対象とすることができます)
 - (5) 砂利、植栽、芝生の復旧に係る費用
 - (6) 土地の購入費用
 - (7) 土地の嵩上げ、塀・フェンス・ポンプの新設・増設等、防災のために整備する費用
 - (8) 振込手数料
 - (9) 逸失利益などの間接的な損害に対する費用

(問2) 所有者ではない者が復旧費用を支払っている場合は

- (答) 補助金の申請者は施設又は設備の所有者(A)であり、かつ、申請者自身が復旧に要した費用を支払っていることが必要です。そのため、仮に、所有者以外の方(B)が復旧に要した費用を支払っていたとしても、(B)は補助金を申請できません。
- この場合、(A)が(B)に対し、復旧費用に相当する額を支払っていることが明確である場合に限り、(A)が申請することができます。

(問3) 税込価格から値引きされている場合の取扱いは

- (答) 税込価格から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き後の税込価格を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問4) 施設の解体費用は補助対象となるか

- (答) 原則、施設の解体費用は補助対象となりませんが、建替を行う際、被災した施設が支障になる場合には、例外的に補助対象となる場合があります。

(問5) 店舗兼住宅などの場合、補助対象となる範囲は

(答) 店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ(面積按分)が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況表や図面等により特定します。

また、復旧に要する費用を「事業用のみの事業費」「非事業用のみの事業費」「全体影響事業費」に区分し、補助対象となる面積の比率を乗じて補助対象経費を算出します。

なお、区分の考え方は次のとおりです。

(1) 「事業用のみの事業費」

店舗・事務所等の事業用部分にかかる内装工事費用(床、内壁、天井等)

(2) 「非事業用のみの事業費」

住居部分等の非事業用部分の内装工事費用(床・内壁・天井等)や住宅設備費用(キッチン・ユニットバス等)

(3) 「全体影響事業費」

(1)と(2)に区分できない費用(基礎・躯体・屋根・外壁等)

(問6) 建替に代えて中古物件を購入することは可能か

(答) 建替が認められる場合(被災した施設が「全壊」または「大規模半壊」と判定された場合、「修繕」に係る費用より「建替」に係る費用が安価である場合)に、建替に代えて中古物件(土地代や仲介手数料は補助対象外)を購入することは可能です。

ただし、被災した施設の解体費用は補助対象となりません。

また、購入した中古物件が被災した施設の面積を上回る場合、面積按分により、被災した施設の面積分のみ補助対象となります。

(問7) 修繕に代えてプレハブを購入することは可能か

(答) 被災した施設の原状回復(修繕)に要する費用を上限に、プレハブ(土地に固定するものに限る)により復旧することは可能です。

ただし、被災した施設の解体費用は補助対象となりません。

また、購入したプレハブが被災した施設の面積を上回る場合、面積按分により、被災した施設の面積分のみ補助対象となります。

(問8) 事業用の賃貸物件・リース品が被災したが、補助対象となるか

(答) 賃貸物件やリース品は原則として補助対象外ですが、「中小企業者(本補助金の補助対象者となり得るものに限る)」に対し、事業用として貸し付けていた施設・設備であって、店子・使用者である中小企業者が当該物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合のみ、例外的に補助対象となります。

なお、賃貸物件において、店子が補助対象とならない事業者である場合や、施設を復旧した後に店子が退去した場合や店子が入れ替わった場合は、当該部分は面積按分により補助対象から除外します。

(問9) 被災後に大家(所有者)が変わった賃貸物件は補助対象となるか

(答) 令和7年8月豪雨災害後に大家が変わった賃貸物件については、店子の事業継続に不可欠な場合に限って補助対象となり、申請者は新たな大家となります。

なお、店子が大家から物件を譲り受けたうえで、店子が申請することも可能です。

(問10) 事業専用割合が100%ではない車両は補助対象となるか

(答) 補助対象となる車両は、「事業用のみ」に資産計上されているものとされていることから、個人事業主が所有する車両について、税の申告において「事業専用割合」が100%ではないものは補助対象となりません。

(問11) 自動車修理工場などの「代車」は補助対象となるか

(答) いわゆる「代車」は、事業者が修理等のサービスを提供するにあたって、修理中の代替として顧客に貸し出す車両であり、事業の用に供していると解されるため補助対象となります。ただし、過去に、代車落ちしたものを販売していないことなど商品として売却していないことが条件です。

なお、レンタカーは、物品賃貸業における賃貸物品であるため補助対象となりません。

(問12) 車両の入替の場合、永久抹消の証明は必ず必要か

(答) 車両入替の場合は、被災車両が永久抹消(解体)されたことを示す「登録事項等証明書」(軽自動車の場合は「検査記録事項等証明書」)が必要です(修理費用より入替費用が安価であることを理由に入替を行う場合を除く)。

ただし、当該証明書の取得が困難な場合で、「自動車リサイクルシステム」の「使用済自動車処理状況検索」画面において、被災車両が「破碎工程」まで全て完了していることが確認できる場合は、その画面印刷した書類で代用できるものとします。

(問13) 車両の入替の場合で、被災車両を処分した際に収入があった場合は補助対象経費から控除するのか

(答) 被災車両の引き取りの際に、車両の対価(スクラップ、部品取りでの買取)について支払いを受けたとしても、補助対象経費から控除しません。

(問14) リースによる復旧は補助対象となるか

(答) 設備の入替の場合に補助対象となる経費は、購入に係る費用に限られるため、所有していた設備をリースにより復旧する場合は補助対象となりません。

なお、所有していた設備が被災した後、やむなくリースに変更して使用していた設備のリース契約を解除し、残債を支払うことで所有権を移転した場合は、補助対象となります。

(問15) 熊本地震における「グループ補助金」や令和2年7月豪雨における「なりわい再建支援補助金」で復旧した施設・設備について、再度、今回の補助金を活用できるか

(答) 令和2年7月豪雨により被災していれば活用可能です。

ただし、過去の補助金を活用して復旧した施設を取り壊す場合や、設備を廃棄する場合は、財産処分の手續が必要になる場合があるので、事前にご相談ください。

(問16) 補助事業を実施するに当たり、クラウドファンディングで資金を調達した場合、補助対象経費から控除するのか

(答) クラウドファンディングで調達した資金は、補助対象経費から控除しません。

4 保険(共済)加入

(問1) 加入する保険(共済)に制限はあるか

(答) 「時価」型^{※1}は付保割合を保証できないため、「新価(再調達価額)」型^{※2}の保険(共済)に加入してください。

※1 時価型

同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を差し引いた金額をカバーする保険

※2 新価(再調達価額)型

同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をカバーする保険

(問2) 「付保割合」とは

(答) 補助対象となる施設・設備の「再調達価額」に対する支払保険金額の割合です。修繕または修理により復旧する場合でも、「再調達価額」に対して保険金額が30%以上である保険(共済)に加入する必要があります。

(問3) 小規模事業者の判断はいつの時点か

(答) 本補助金では、発災時、交付申請時、補助事業完了時で判断します。いずれの時点においても、「常時使用する従業員」の要件(手引きの3ページを参照)を満たしている場合のみ「小規模事業者」となります。

なお、「常時使用する従業員」の範囲は、1 補助対象者の(問2)を参照してください。

(問4) 小規模事業者の「加入推奨」とは

(答) 小規模事業者にあっては保険(共済)への加入を義務づけるものではありませんが、万一の災害に備え、積極的に加入のご検討をお願いしたいという趣旨です。

5 変更の手続

(問1) どのような場合に変更の手続が必要か

- (答) 交付決定後に、次のいずれかに該当することとなった場合には、変更交付申請が必要です。該当するかどうか不明な場合は、個別にご相談ください。
- (1) 補助対象経費全体の減少額が30%を超える場合
 - (2) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
 - (3) 相続や合併、法人成り等により補助事業者が変更となる場合

(問2) 見積業者と実際の施工業者が変更しても良いか

- (答) やむをえない理由があると認められる場合は可能ですが、施工業者が変更となつた理由書(様式任意)を提出していただき、その内容によって判断します。
- なお、当初の見積業者による見積額から、実際の施工業者による工事金額が増加しても、交付決定額の増額は認められません。

(問3) 予定していた設備と異なる設備に変更しても良いか

- (答) やむをえない理由があると認められる場合は可能ですが、入替設備が変更となつた理由書(様式任意)を提出していただき、その内容によって判断します。
- また、被災設備と入替設備との性能等を比較するため、「修理不能申告書」(様式は県HPに掲載)の再提出が必要です。
- なお、当初予定していた設備の見積額から、実際に導入する設備の金額が増加しても、交付決定額の増額は認められません。

6 実績報告

(問1) 補助事業は、いつまでに完了する必要があるのか

(答) 現時点では未定です。決まり次第、県ホームページや商工団体等を通じて、お知らせします。

(問2) 実績報告書はいつ提出するのか

(答) 全ての補助事業(施設・設備の復旧)が完了し、全ての支払いが終わった日から15日以内に提出してください。その際、必ず、控えを保管してください。
なお、交付決定前に、既に復旧及び支払いが完了している場合は、交付決定の日から15日以内に提出してください。

(問3) 最終的に事業費が増加したが、補助金は増額となるのか

(答) 交付決定額が補助金交付の上限となります。最終的な事業費が増加した場合を含め、いかなる理由があっても交付決定額の増額は認められません。
なお、補助対象経費が減額となった場合には、補助金額を再算定し、補助金の額を確定(減額)します。

(問4) 施工業者との契約書は必ず必要か

(答) 書面にて契約を交わしていない場合は、改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で内容が分かるものを提出してください。

(問5) 保険(共済)に加入したことが分かる書類とは

(答) 補償内容(対象、範囲、保険金額等)が記載されている保険証券や契約書の写し等を提出してください。

(問6) 実績報告から補助金の交付までの期間はどれくらいか

(答) 補助事業(施設・設備の復旧)の内容や実績報告の提出時期によって異なりますが、概ね、報告書の審査終了後2か月程度を要します。年度末や年度始めなどは更に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

7 財産処分

(問1) 処分制限期間とは

(答) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産(施設及び設備(取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る))は、ある一定の期間を経過するまで処分が制限されます。この期間を「処分制限期間」と言い、その財産ごとに「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(令和5年経済産業省告示第64号)」に準じて定めます。同告示は、熊本県ホームページに掲載しています。